

業務継続計画

法人名	社会福祉法人安井保育園	代表者名	加納 博美
施設名 (施設類型)	安井保育園 (保育所)	管理者名	安井保育園
所在地	京都市右京区太秦安井北 御所町 15 番地	電話番号	075-821-4666
作成日	令和 6 年 2 月 13 日	改訂日	令和 8 年 4 月 1 日

I	総則	1
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	1
5	本BCPの主管部門（主任担当者等）	1
II	事前対策	1
1	感染症・自然災害共通事項	1
	（1）地域との連携の推進	1
	（2）防災組織の体制構築	2
	（3）職員の安否確認	3
	（4）人員確保	3
	（5）保護者との連携	3
	（6）関係各所との連携・情報収集	3
	（7）入退館管理	4
2	感染症に係る事前の対策	4
	（1）優先的に実施する業務	4
	（2）備品の確保	4
	（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	4
	（4）職員の体調管理	4
	（5）施設利用者の体調管理、入退館管理	5
3	自然災害の事前対策	5
	（1）非常時に優先的に実施する業務	5
	（2）施設のリスク	5
	①立地条件	5
	②避難場所、避難経路	6
	③避難誘導	6
	④ライフラインの対応策	6
	⑤備蓄品	6
	⑥非常用の持ち出し品・重要書類	7
III	BCP発動時の対策	7
1	感染症にBCP発動時の対策	7
	（1）感染症発生時の事前対策	7
	（2）感染が疑われる症状がある者の発生時	7
	（3）感染の可能性が高い者の発生時	7
	（4）感染者発生時	8
	（5）通常協業務の再開	8
	（6）不足職員の支援対策の実施	8
2	自然災害発生時の対応	8
	（1）地震	8
	①発災時の時間経過別の対応	8
	②災害時の地域ニーズへの対応	9
	（2）風水害	9
	①事前の対策	9
	②発災時の時間経過別の対応	9
	③災害時の地域ニーズへの対応	10
IV	BCPの検証	10

I 総則

1 想定するリスク

【感染症】

新型コロナウイルス

公共施設や病院への入館禁止や制限

人的被害（園児のクラスター感染のリスク、職員の感染や感染の疑いにより人員確保が困難）

【自然災害】

地震：震度 6 強（南海クラフト地震・内陸型地震等）

建物倒壊：住宅外の為道路等に建築物倒壊により通行出来ない可能性あり

倒壊による火災

大雨浸水：0.5 未満

電気・水道・ガスの供給停止

電話・インターネット等通信不能

人的被害（園児や職員の怪我帰宅困難・食事提供が非常食対応）

2 策定の目的

施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整える

3 本計画の位置づけ

施設で既に策定している業務マニュアルが遂行できない非常時（災害時等でライフラインが制限されている状況や職員が少ない状況）において、保育の継続と早期に復旧するために必要な業務を明確化するものである

4 本計画の目標

- ・利用する子どもと保護者の安全を確保する
- ・子どもの保育を実施する職員の安全を確保する
- ・最低限の施設機能を維持する
- ・早期復旧と再開を図る

5 本BCPの主管部門（主任担当者等）

BCPの策定、実施、検証、見直しは、園長・主任が行う

II 事前対策

1 感染症・自然災害共通事項

（１）地域との連携の推進

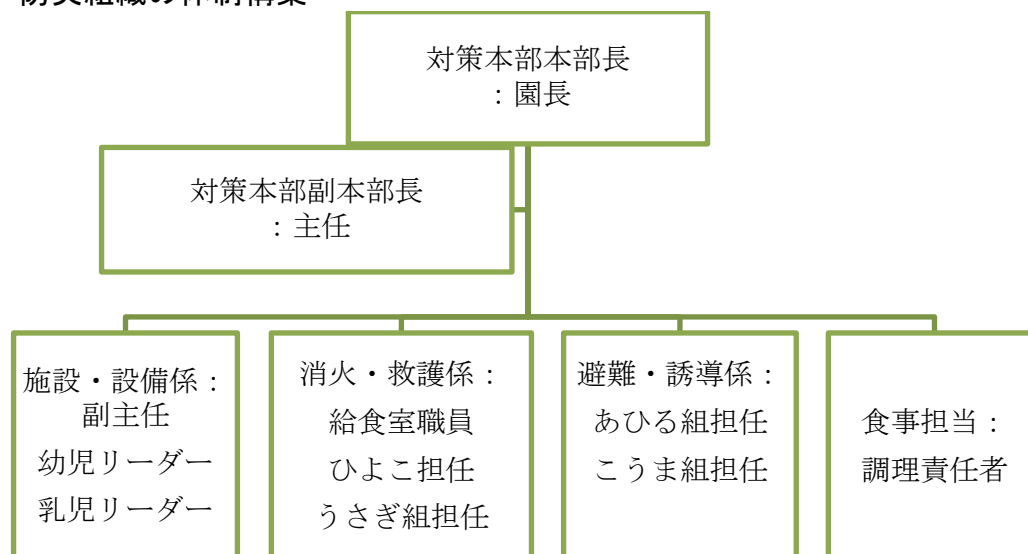
安井小学校：避難場所の連携（大規模地震等、長期の避難が必要な場合）

右京消防署：救助・救出活動、避難誘導、災害防御

右京区役所子どもはぐくみ室：被害状況の報告

みずしま小児クリニック：傷病者の受け入れ

(2) 防災組織の体制構築



組織	役割	担当者	代行 (担当者不在 時の代行)
対策本部 本部長	全体を総括する 各施設や関係各所との連絡調整 感染症発生・被災状況等に関する 情報収集	園長	主任
対策本部 副本部長	事業全般に関する指揮 職員の参集状況の把握 職員のローテーション管理	主任	副主任
施設・設備 係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配	副主任 幼児リーダー 乳児リーダー	ひよこ組担任 うさぎ組担任
消火・救護 係	初期消火の実施 利用する子どもの健康状態把握・ 投薬・感染予防・負傷者の処置 職員の安否確認・健康状態の確認	給食室職員 ひよこ組担任 うさぎ組担任	あひる組担任 こうま組担任
避難誘導係	利用する子どもや職員の避難誘導 利用する子どもの安全確保 利用する子どもの生活の維持	あひる組担任 こうま組担任	きりん組担任 ぞう組担任
食事担当	食材の確保 非常時の食事の提供 感染症対応の食事の提供	調理責任者	調理副主任

(3) 職員の安否確認

- ・メールにより連絡を行う
- ・メールや電話が使用できない場合、N T T災害用伝言ダイヤル「171」を活用

(4) 人員確保

交通遮断の状況で出勤できる人数

徒歩で出勤できる職員	30分以内	4名
	1時間以内	16名

【職員の参集ルール】

職員自身とその家族が負傷した場合や家族のケアが必要な場合、自宅に被害がある場合は自宅の対応を優先することとし、出勤を強制しない

(5) 保護者との連携

保護者との共有事項

- ・非常時における子どもの安否についての伝達方法（電話・アプリ・園のHP）
- ・被災時に、保護者等へ引き渡すことが可能か、施設で預かるのか、別の場所へ避難するのか等については、状況に応じて判断
- ・引き渡した後、安全と判断できない時には保護者等も一緒に施設に留まる
- ・避難場所について周知（安井小学校）
- ・感染症発症や感染疑いの症状が出た場合には、保護者へお迎えを依頼（電話・メール・園のHP）

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

	連絡先	電話番号	その他の連絡手段
行政	右京区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	075-861-1437	メール
	京都市児童福祉センター 児童相談所	075-801-2929	メール
	右京区保健部	075-861-1101	
	右京消防署	075-871-0119	
	右京警察署	075-865-0110	
医療	みずしま小児クリニック	075-406-0931	メール

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
	京都府 きょうと危機管理WEB	https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp
	京都市防災ポータルサイト	https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp

(7) 入退館管理

登降園システムにより登園と降園を管理し、園内にいる子どもや保護者を把握する。タッチ漏れがないよう確実にを行うことを周知する。

2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

- ・ 感染の可能性が高い者・ 感染が疑われる症状がある者・ 感染者は園の利用中止（自宅待機・自宅療養等）
- ・ 使用した保育室や玩具等を消毒 ※感染者等が多いクラスのみ園の利用休止を検討
- ・ 右京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室、右京区保健部へ連絡

(2) 備品の確保

防護服、マスク、手袋（3F教材庫）
消毒液（階段下）

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

感染が疑われる症状がある子どもは、保護者の迎えがあるまで支援ルームで静養する。または、保育室の中をパーティションで仕切るなどして、一時的に他の子どもと隔離したスペースを確保する

(4) 職員の体調管理

- ・ 氏名・体温・感染症が疑われる症状、家族の健康状態などを記録できる体温チェックシートの一覧を準備し、出勤時に記入する
- ・ 出入り口に設置している体温測定器を利用

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

- ・園を利用する保護者や関係者は出入り口に設置している体温測定器を利用し、37.5度以上ある場合は園舎への入室は禁止とする
- ・子どもは、クラスにある検温表に毎日体温を記入してもらい体調管理をする

3 自然災害の事前対策

(1) 非常時に優先的に実施する業務

【災害時】

1. 生命維持のための業務・・・排泄、食事、医療ケア（3日分の食料・ミルク・水・非常用トイレ・オムツや汚物の一時保管・応急処置・必要に応じて救急搬送）
2. 防寒・避暑対策・・・（夏季）冷却グッズ（冬季）カイロ・断熱のための新聞紙・布団
3. 利用中の児童の帰宅（引き渡し）の対応（電話またはアプリで配信）・・・引き渡し後の安全確認を行い、十分でない場合は、保護者も園で避難行動をとる

【発生後3～6日後】

1. ガスが復旧なら、できる範囲で調理したものを提供。または、備蓄品で対応。非常用トイレで対応し、水道・電気・排水等が復旧なら通常保育
2. 電気が復旧なら、空調を使用。または、備蓄品で対応

【発生後1週間】

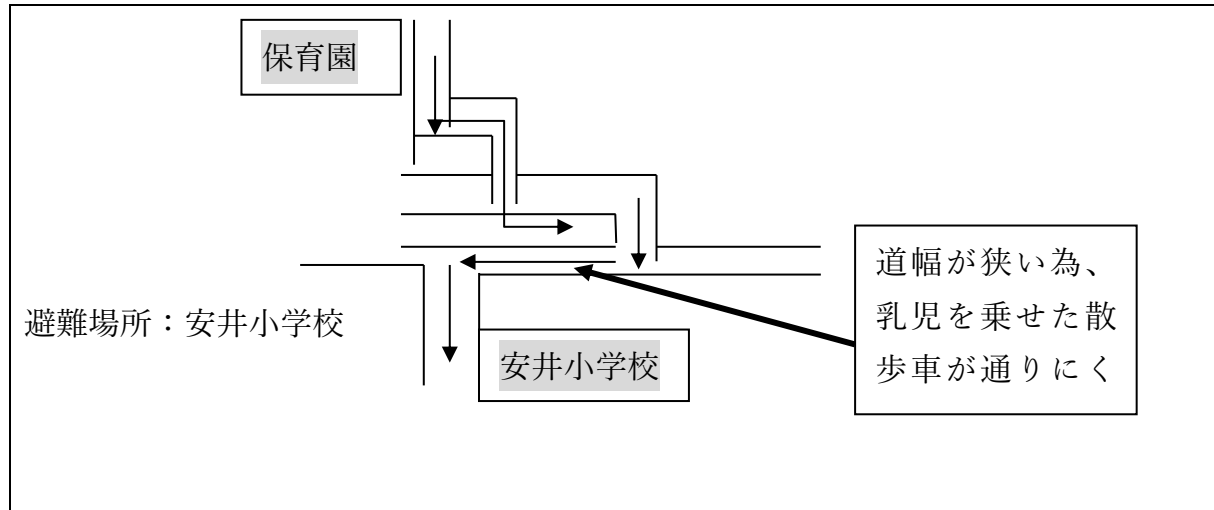
引き渡しに時間がかかる児童や引き渡しができない児童の対応（子どもはぐくみ室へ引き継ぎ）

(2) 施設のリスク

①立地条件

- ・ハザードマップによれば、殿田-神吉-越畑断層による大規模地震のリスクが高く、天神川の氾濫による浸水のリスクもある。
- ・右京区役所が近距離にあり、通信が断絶しても情報収集が可能
- ・指定避難場所の安井小学校に徒歩で行くことが可能
- ・比較的新しい園舎（耐震補強完了）のため、倒壊のリスクが低い

②避難場所、避難経路



③避難誘導

- ・ 0・1歳児は徒歩での避難が困難な為、4人乗りバギーや避難車を利用（道幅が狭いところは気をつける）
- ・ 歩いて避難が可能な子どもは、二人ずつ手を繋ぎ2列になって避難し、職員が先頭と最後尾につき他の職員はその間の子どもの安全を確保しながら避難する（道幅が狭い、歩道が歩きにくいところは職員の判断により手を離して1列になるなど配慮する）

④ライフラインの対応策

水道：備蓄していた飲料水を使用するか自治体の給水拠点等で給水を受ける
停電：照明は懐中電灯で対応、空調はカイロ（冬季）冷却用グッズ（夏季）を使用
ガス：ガスの供給が止まっているときはカセットコンロ等を活用

⑤備蓄品

① 食料品

消費期限があるため、定期的に確認し買い替える。アレルギーフリーの物などアレルギーをもつ子どもにも対応可能なもので備蓄。

② 医療品

救急手当に使用する備品（ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾、体温計等）やアルコール除菌やマスク・使い捨て手袋なども備蓄。

⑥非常用の持ち出し品・重要書類

- ・子どもや保護者等の情報などの重要書類は、職員室や保育室の決められた鍵付きの戸棚に入れ非常時にはすぐに持ち出せるようにしておく
- ・データはバックアップをとっておく
- ・水・食料品、マスクやウェットティッシュ、歯ブラシ、簡易トイレ、ビニール手袋などの清潔品、タオル、ブランケットなどの日用品、衣類等は、すぐに持ち出せるようにまとめておく
- ・食事に必要な使い捨てコップ、容器、ラップ、アルミホイルなども準備
- ・給水袋やポリタンク、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、救急用品、情報確認手段（携帯充電器や手回し充電式のラジオ等）、レジャーシートを準備
- ・医療的な配慮の必要な子どもの服用している薬も持ち出す

III B C P発動時の対策

1 感染症にB C P発動時の対策

（１）感染症発生時の事前対策

- ・マスクや使い捨て手袋、消毒液などを補充
- ・手洗い、うがい、アルコール消毒を強化
- ・行事を実施する場合は、保護者等の参加人数を制限して感染防止に配慮する

（２）感染が疑われる症状がある者の発生時

- ・園長への報告、園内での情報共有、幼保総合支援室、保健所へ報告・連絡・相談
- ・感染が疑われる症状がある子ども、職員が使用した部屋や手に触れた物を消毒
- ・該当する子どもや職員と接触した物は体調の変化に注意する

（３）感染の可能性が高い者の発生時

- ・園長への報告、園内での情報共有、幼保総合支援室、保健所へ報告
- ・感染が疑われる症状がある子ども、職員が使用した部屋や手に触れた物を消毒
- ・感染が疑われる症状がある子どもは、別室で一時待機し、保護者へ連絡をとりお迎えを依頼する（利用外に発覚した場合は、診断結果が出るまで園の利用を休止）
- ・感染が疑われる症状がある職員は、自宅待機
- ・該当する子どもや職員と接触した者は体調の変化に注意する
- ・こまめに換気する
- ・通常業務が困難になる前にB C Pを発動

(4) 感染者発生時

- ・ 園長への報告、園内での情報共有、幼保総合支援室、保健所へ連絡・相談
- ・ 感染者となった子ども、職員が使用した部屋や手に触れた物を消毒・掃除（終了するまでは、立ち入り禁止）
- ・ 感染者となった子どもは、別室で一時待機し、保護者へ連絡をとりお迎えを依頼する（利用外に発覚した場合は、園の利用を休止）
- ・ 感染者となった職員は、自宅療養
- ・ 該当する子どもや職員と接触した者は、毎日体調確認を行い記録する
- ・ こまめに換気する
- ・ 園で感染が拡大した場合は、幼保総合支援室や保健所と相談し、感染者の多いクラスのみ閉鎖するなど、なるべく園全体の休園を避ける
- ・ B C Pを発動

(5) 通常協業務の再開

- ・ 感染者や感染の可能性が高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務に戻す
- ・ 通常業務が一定期間継続可能であれば、B C Pに基づいた業務継続計画を終了する

(6) 不足職員の支援対策の実施

- ・ 家庭での保育が可能な保護者に協力要請し、保育が必要な子どもに対する職員の人数を確保する

2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

①発災時の時間経過別の対応

【発災時】

- ・ 初期消火、子どもや職員の安否確認、負傷者の救護・応急処置（必要に応じて医療機関に連絡し搬送）
- ・ 防災組織の立ち上げ
- ・ 幼保総合支援室へ連絡（業務を通常通り継続できるか相談）
- ・ 建物、設備の安全確認（安全を確保できる場所を園の避難・待機場所とする）
- ・ 保護者への連絡・可能な保護者への引き渡しを順次開始

※引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合、保護者と子どもを一緒に園に待機させ、安全確保を図る

【発災当日】

- ・ 子ども・職員・保護者の安否確認を継続
- ・ トイレが使用できない場合は非常用トイレを準備、オムツや汚物の一時保管
- ・ 防寒・避暑対策・・・（夏季）冷却グッズ（冬季）カイロ・断熱のための新聞紙・布団
- ・ 非常食や飲料水を準備
- ・ ライフラインの確認（ガス・電気・水道）

- ・情報収集と共に園の状況について情報発信（メール・ＨＰ等）
- 【発災後２～３日】
- ・子ども・職員・保護者の安否確認を継続
 - ・利用する子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保
 - ・継続して備蓄品や非常用トイレで対応
 - ・水道・電気・排水等が復旧なら通常保育
 - ・ガス等が復旧ならできる範囲で調理したものを提供
 - ・建物・設備の点検・修理・修理の手配・園での業務再開の準備

②災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、地域の救援活動を行う

【優先順位】

- 第一：利用する子どもの安全確保と養護
- 第二：地域の被災者への救援活動
- 第三：警察、消防などからの支援要請への協力

【対象者】

要配慮者（主として高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、医療的ケア児、その他の特別な配慮を要する者）

※地域の方が困って来訪した場合、その受け入れについて市区町村の管轄課に相談

【受け入れ】

- ・受け入れが決まった場合は、受け入れ人数を幼保総合支援室へ連絡
- ・受付を設置し、避難者の受け入れを開始します。（感染症への対策が必要な場合は、感染症マニュアルを参照し対応）
- ・避難者の全身状態の確認をし、園内でのルール等を説明

（２）風水害

①事前の対策

- ・事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討
- ・災害発生の可能性がある場合は、気象情報などから避難の必要性を検討
- ・時間の経過とともに風や雨が強くなり避難のリスクが高まるため、早目に避難する

②発災時の時間経過別の対応

【注意報発令】

- ・台風や大雨の時は安全を優先する。事業を一時停止する場合、できるだけ早く保護者等にメール配信やＨＰ上で情報を伝える
- ・開園中に風雨が強くなった場合や大雨警報が発令された場合には、安全になるまで帰宅させず施設内に留まる。必要な場合は、施設内の安全な場所へ子どもを誘導し、避難を行う

【警報発令】

・ 警報が発令され、施設が被災する可能性がある判断した場合、業務継続のための対策を開始する
・ 建物内に子ども・職員がいる場合、避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施する
(浸水のおそれがある地域なため、子どもの避難であることを念頭に安全確保のため、早目の避難を心がける)

【特別警報発令】

身の安全を確保し、外に出ることが危険な場合は、施設内の安全な場所へ子どもを誘導

【避難後】

① 避難先での対応

園の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、子どもを園へ誘導する。園までの経路に危険がないかを確認して、安全な経路で園へ戻るようする。引き続き避難が必要な場合、避難先での業務継続のための検討をする

②保護者への連絡

子どもの状況や避難している避難場所について、メール配信やＨＰで保護者等へ情報を発信する

【業務再開】

台風や大雨が収まり、園の安全が確保されたら、通常業務を再開する。避難していた場合は、園の復旧作業・安全確保が確認された後、施設で可能な業務から再開する。通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了する。

③災害時の地域ニーズへの対応

(1) 地震②災害時の地域ニーズへの対応と同じ

IV B C P の検証

BCP は一度作成して完了となるものではない。策定した BCP に基づき計画した事項の実施や備品を購入する。職員や子どもへ避難計画を周知し、実際に訓練を計画する。訓練を実施した後、BCP の課題を洗い出し、BCP の見直しや改善を行い、BCP の更新を行う。